

貧民子弟(女)の「就学督責」対策と 「子守教育」について (1)

—長野県下における勤労青少年教育史の一端として—

神津善三郎*

1 はじめに

わが国における近代社会教育、なかんずく、勤労青少年を対象とする教育が、その発生当時から近代学校教育との深い関連において、常に問題とされながら、その発展の方向を規定されてきたことは、誰しも認めるところであろう。しかも、それは貧民子弟子女の「就学督責」という教育対策と、日本の資本主義の確立過程と絶対主義的教育体制の確立過程における教育政策、という二要素が常に絡み合うなかで、規定され発展してきたといえる。

この最も象徴的な姿を、われわれは実業補習学校（以下実補と略称する）にみいだすことができよう。すなわち明治26年「実補規程」（文部省令第16号）において、「実業補習学校入学者ノ程度ハ尋常小学校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘン但尋常小学校卒業ノ者ニアラザルモ学令ヲ過キタルモノニ限り……特ニ学校長ノ許可ヲ得テ入学スルコトヲ得¹⁾」とあるごとく、義務教育を終るか、あるいは終らずして「学令ヲ過キタル」ものを対象とし「土地ノ情況ニ応シ季節ヲ限り²⁾」「日曜日又ハ夜間タリト雖モ便宜³⁾」に、尋常小学校の補充補習教育と兼ねて平易の実業教育を施し「庶幾クハ農ノ子ハ農ヲ楽ミ工ノ子ハ工ヲ楽ムノ益⁴⁾」あらしむるを目的とした実補がそれである。このように義務教育を終らざる勤労青少年をも対象とする学校は、その他、明治27年7月の「簡易農学校規程」及び同年同月の「徒弟学校規程」とがあるが、これらはいずれも実補にくらべて、その入学資格年令等において、多少程度の高いものと規程されたが（簡易は14年以上、徒弟は12年以上）、いずれにしても実補と同様に義務教育未就学なる勤労青少年（女子もふくめ）のための補習教育機関たる意味をも持たしめ、あわせて、資本主義確立過程において必然的に要求される低廉にして不学ならざる労働力の再生産のための教育機関たらしめんとする意図があったことは、明治23年森文部大臣の全国師範学校長に対する訓令に始り、これら諸規程發布にとまなう文部省訓令による説明によっても明らかである。

このように、これら勤労青少年を対象とする諸学校が、いちおう近代学校教育行政制度のなかで、形式的名目的には取り扱われてきたが、現実的にも実質的にも、各地方の働く青少年を対象とする補習的・継続的教育を意味し、しかもその発生母体が、各地方青年を中心とする「夜学会」にあることを考えれば、特に明治30年代以降、国民教育再編成にとまなう青年教育再編成の意図と、その計画実施の過

* 教育学担当

程のなかで、実質的に社会教育行政のなかに組み入れられる宿命を負っていたものと考えざるをえないであろう。⁵⁾従って、究極的には昭和4年文部省分課規程の改正にともなう社会教育局新設により、青少年団・青年訓練所とともに、実補はその管轄下に入り、国家主義的社会教育政策のなかに一元化され、正規の中等教育の一貫した系統から明白に分離疎外されるに至り、しかも勤労青少年教育の二重構造の最底辺に組み入れられるとともに「軍事力・労働力供給源としての勤労青少年の再生産体系」の本流となるに至るのである。⁶⁾

私は、このような実補を中心とする勤労青少年教育を地方史的視点から調査研究することを、本来の課題としているのであるが、冒頭に述べたごとく、この問題は常に働らかざるをえない義務教育未就学の青少年児童の就学督責という教育政策と絡み合せて考えざるを得ないものであるという視点から、そして特に社会教育的観点から、貧民子弟子女の「就学督責」という教育対策が、中央とともに地方において、如何なる実情のもとにおいて、如何なる対策がとられたかを調査考察することを、この小論の目的としたものである。

ところで、長野県における貧民子弟子女の「就学督責」という教育対策を、最も象徴的に物語り、特筆すべきは「子守教育所」「子守学級」であることは、教育関係者には、すでに知られているところであるが、この制度史的・法律的根拠から、その実態を明らかにすることは、本論の目的と全く無関係のものではないであろう。

2 「就学督責」の制度史的考察

「就学督責」という教育対策が、わが国近代教育史のなかで、特に顕著な政策としてあらわれるのは、明治20年代、すなわち、わが国資本主義経済の第一次恐慌にともなう近代化合理化促進のための労働力の再生産と、天皇制絶対主義教育体制の整備確立との期においてである。明治23年10月の「小学校令」（勅令第215号）は、その最も重要なる意味をもつものといえよう。もちろん、この二つの体制をおし進めるために、20年代以前においても、「就学督責」対策が、新政府の手によって、着々と、しかも焦慮のうちにとられていたことはいうまでもない。今ここに20年代における「就学督責」対策を、中央と地方との関連において考察するにあたって、その前史ともいべき20年代までの対策史を、中央と地方について概観することも決して無意味なことではないであろう。

明治5年「学制」における「貧人小学」「村落小学」あるいは「女児小学」と、「諸民学校」等は、すべて「就学督責」としての便宜的処置としてとられたものと考えられようが、地方の実情は、その意のままにならず、政府は翌6年「学区巡視事務章程」⁷⁾において「巡視ノ心得」として、特に1、夜学校ノ設ノ事、1、貧民ヲ就学セシムルノ目的 等をかかげ、あるいは翌7年文部省内に各大学区合併督学局を設け「学区監視条令」⁸⁾を定め、また翌8年「文部省職制章程」⁹⁾を設け、その「事務章程」の第18条において「学令子女ノ就学セサル者ヲ督促スルノ方法ハ地方官ノ具状ニ因テ適宜許容スル事」第19条に「貧人就学ノ方法ヲ設ケ及ヒ之ヲ施行セシムル事等」を定め、特に「貧人就学」と「貧民子女」の「就学督責」に意を用いた。然しながら地方の実情は、あたかも明治10年学区巡視の命を受けた文部大書記官西村茂樹と九鬼隆一が、その「記中抄録」¹⁰⁾において、詳細に報告している。今ここに九鬼の報告の大要をみるに「又此ノ輩ノ子弟ヲ見ルニ年甫メテ六七歳ニ及ヘハ父母外ニ出ツル時ハ留リテ内ヲ守リ外ニハ見ヲ負ヒ

草ヲ刈リ或ハ牛ヲ牧シテ馬ニ秣ヒ山ニ田ニ樵耕ノ業ヲ助ケ内ニハ草鞋ヲ造リ……或ハ葉ヲ店頭ニ弼キ或ハ物ヲ負担シテコレヲ商フノ類其分ニ応シ百般ノ業ヲ營ミ多少ノ産業ヲ輔ケサルヘカラス故ニ些々タル少時間ト雖亦徒ニ過クルコトヲ得サル有価有用ノ子弟ニシテ一身各幾分ノ価アルコト富人ノ子弟ノ漸ニシテ看者ノ手ヲ離レ独遊スルヲ以テ足レトスル者ノ比ニ非ス嗚呼同郷ノ子弟ニシテ其ノ産ト其貧富トノ異ナルヲ以テ其有様ノ同シカラサルコト此ノ如シ況ヤ其地ヲ同シクセサルヲヤ、是教育者ノ宜シク注意スヘキ所ニシテ今ヤ則率一定ノ学規ト規則ヲ以テシ日々驅リテコレヲ学校ニ就カシムルコト富人ノ子弟ト異ナス是唯ニ最益無キノミニアラスコレニ与フルニ其最損アル者ヲ以テスト謂フヘキナリ……中略……今日教育ヲ此ノ如キ貧窶ノ子弟ニマテ及ホサンコトヲ欲スルニハ必先コレニ適シテ其实益ヲ与フヘキ授業ノ方法ナルヘカラス又法寛ニシテ事簡ナル規則ヲ設ケタル教場無カルヘカラス……」と彼は地方貧民子弟ノ就学困難なる実情を切々と訴え、その就学時日（8年間に480日を使ふ時日を選んで就学）と教育内容等について「事簡ナル規則」を詳細に具申している。この九鬼の基本的考え方が、12年の「自由教育令」に反映したものかどうかは別として、さらに後の「小学教場」¹¹⁾「小学簡易科」¹²⁾として、制度的に規定されるに至るものといえよう。

また、ここで特にこの小論の視点から留意すべきは、彼がその報告の後半において、「稚児ヲ襁負シテ学ニ就クノ子女四五人以上通学セル校中ニハ相互ニ代ル々々其護育スル所ヲ通シ其全数ニ応シテ二人或ハ二三人ツツニテコレヲ保護セシムヘシ是授業ノ間稚児ヲ背ニ縛シテ苦痛ノ思ヒアラシムルコトヲ防ク為ニシテ又就学ノ子女ニ其間専心ニ習ヒ得易キナリ但其互ニ交モ護育スル時ニ当リテ些少ナリトモ稚児ノ扶育ニ益アラシムル者ヲシテ其子女ノ扶育方ヲ誘導セシムヘシコレ即幼稚園ノ原素タルヘキナリ」¹³⁾と述べていることで、これは彼の言うがごとく、幼稚園の原素とも考えられるが、むしろ小論の主旨とする「子守教育所」的発想の端緒とも考えられるところで、特に記すべきところである。ところが、この九鬼・西村等の学区巡視の翌年、すなわち明治11年2月に、本県において教育会議が開かれ「就学督責」の問題を議している。「学令ハ男女ノ別ナク一般就学スヘキハ論ヲ俟タスト雖モ、教育ノ旨趣未タ洽ネカラサルヲ次テ、不就学ノ徒アルヲ免レス 故ニ人トシテ小学ニ従事セシメサル者ハ、其ノ父兄ノ越度タリ、今区内ノ学令ナホ不就学ノ者多キハ、蓋シ父兄貧困ニシテ已ムヲ得サルノ事尠アルカ、之ヲ就学セシムル方法如何」¹⁴⁾との議題に対して、「学令就学勸奨方議案」¹⁵⁾を定めている。すなわち、その第1条では「学令中就学セサルモノアレハ、戸長執事、世話役ニ於テ勸奨シ 若シ不応者ハ学区取締ヘ届出、父兄ヲ懇諭シ尚之ニ服従セサルモノハ県庁ノ誠諭ヲ受クヘシ。但廃疾ノ者 又ハ其家貧ニシテ事情止ムヲ得サル者、或ハ女子満十二年以上ニシテ別ニ女業ヲ受クル者ハ其父兄ヨリ事由ヲ具書セシメ、其吏員ニ於テ實際ト認ムル上ハ、速習ニテ学区取締ヘ開申シ之ヲ事故不就学トス」¹⁶⁾とし、第2条では「入学ノ者ハ必ス就学票ヲ佩ハシムヘシ。但校費ヲ以テ之ヲ調整シ之ヲ与フルモノトス」¹⁷⁾とし、第3条で「学籍ハ規則ニ通毎歳一月、七月戸長執事ニ於テ調査スヘシ 但従前取調ノ手續ヲ履行スルモノタリ」¹⁸⁾と規定した。この「学令就学勸奨方議案」は長野県と筑摩県との合併後における県下初めての就学督責対策と考えられるが、合併前における筑摩県権倉永山の「就学督責」は、あまりにも有名であるに対して、長野県側においては、あまりその対策がとられなかつたかの疑問を抱かしむるが、必ずしもこの推測はあたらない。すなわち明治9年4月～5月にわたって県教育会議が開かれ、同会議々長宮崎信友は権倉権寛直に、その成議案を提し、その第4条で「就学、不就学検査方法並就学処分ノ事」¹⁹⁾を規

定し、その第5節において「既ニ就学ノ生徒無届ニテ一週間欠席怠惰スル者ハ 罰金ヲ収ムヘシ 但シ罰金ノ額ハ拾銭トス²⁰⁾」とまで規定されている。なお、それより2年前明治7年には、上田において「学令児童不就学有怨案²¹⁾」（第1条～第6条）を区会において議定している。然しながら両県合併前における就学率の差は表1のごとく歴然としている。したがって合併後における貧民子弟子女、特に子女の「就学督責²²⁾」は、代々の権令にとっては緊急のことであった。明治10年5月権令橋崎は「学事年報諸表等進達²³⁾」において、「貧民ノ子女ヲ学ニ就シムルノ法、人民資産ノ厚薄ニ因テ三種（有志寄附金ノ利子、高掛課賦金、商戸課賦金）ノ学費ヲ出スヲ以テ其貧民ニ至リテハ之ヲ免シ随ツテ受業科ヲ収メス旧筑摩県下ハ姑ク其学区内ノ協議ニ任セ適宜ノ法ヲ設ク他日教育会議ヲ開キ更ニ全管同一ノ法ヲ設クルヲ要ス」と進達し、同11年4月には「貧民ノ子女ヲ学ニ就カシムルノ法、明治九年ニ異ナラス然レトモ資金及村落小学設置等ノ事ニ付各大区会議ノ際此方法ヲ附議スルアリ故ニ議否ノ儀ハ決定次第開申セント欲ス²⁴⁾」と文部大輔宛進達しているをみても明らかである。あたかも、この二つの進達の間、まさに述べた明治11年2月「学令就学勸奨方議案」が、本県において規定されているのである。

表1 長野県・筑摩県就学率の比較

| 年別 | | 明治6年 | 7年 | 8年 | 9年 | 10年 |
|------|---|--------|--------|--------|--------|-------|
| 県別 | | | | | | |
| 全国平均 | | 28.13% | 32.30% | 35.38% | 38.31% | |
| 長野県 | 男 | 71.26 | 79.34 | 75.11 | 80.67 | 80.36 |
| | 女 | 24.27 | 32.06 | 32.31 | 43.52 | 37.11 |
| 筑摩県 | 男 | 78.92 | 89.43 | 82.39 | | |
| | 女 | 21.98 | 49.16 | 59.39 | | |

注 全国平均は「明治以降教育制度発達史の学事統計表」により、長野、筑摩両県の就学率は「長野県教育50年史要」（大正10年）による。

さて、このような地方の実情を背景として、一方は自由といわれ、他方は強制といわれるが、12年の「教育令」13年の「改正教育令」は「就学督責」という視点からすれば、学令児童の就学期間の長短、或いは文部卿・府知事・県令・郡区長等の指示認可の強弱の差はあったとしても、いくつかの共通する点があったといえよう。（紙数の制限で、ここでは省略す）ただし「改正教育令」の翌14年文部省が各府県に達した「就学督責規則起草心得」と、同年文部卿福岡が地方官会議において各府知事県令に訓示した内容は特記すべきことであろう。すなわち福岡は「就学督責、教育ノ普及ヲ図ラント欲セハ政府干渉ノ力ニ拠ラサルヘカラス故ニ改正教育令第十四条第十五条ニ於テ父母後見人ノ就学責任ヲ明記シ本省本年第三号達(前記就学督責規則起草心得をさす——筆者)ノ旨趣ニ基キ府県ニ於テ就学督責規則ヲ設ケテ学令児童ノ就学ヲ蔽ニシ疾病ニ罹ル者一家貧乏ノ者等ノ外ハ如何ナル事故アリト雖モ就学ヲ免ルルコトヲ得サラム随ツテ家庭教育ノ取締ヲ蔽ニセンカ為ニ……」²⁵⁾と強調力説している点からすれば、前者が「就学奨励」とすれば、後者はあくまで「就学督責」であったとみてさしつかえないであろう。さらに文部省は翌15年、地方の教育を奨励するため「学事賞与例並学事奨励品附与例」（文部省達第15号）を

定めるにさえ至り、長野県下においては翌16年12月この賞与を受けている。前記上田史によれば「学事賞与例ニヨリ一等奨励品ヲ賞与サル、一等賞 物理器械、庶物標本 図式具各一組、康熙字典玉篇物理書各一部」を当時の真田小学校（上田）が受けており、また同史によれば当時「長野県下成績優良校トシテ受賞シタノハ、一等カニ校、二等カ五校、三等カ十七校、生徒中賞与ヲ授ケラレル者 一等（物語一部）一人、二等（小学一部）二人アリ」と記されている。さて、このような「就学督責」対策が、一面において、14年5月の「小学校教則綱領」同6月の「小学校教員心得」と、15年1月の「軍人勅諭」の公布、同12月の「幼学綱要」の頒布と、いうなれば「教学大旨」（12年）を基調とする絶対主義下の国民教育体制を整備していく上における重要な役割をになうものであったことはいうまでもない。

然しながら、明治10年代後半から20年代初頭にかけて、学令児童の就学率は第2表の示すごとく急激に下降する。これはまず、数年続いた米穀不作にとまなう物価の低落と金融否塞がもたらした結果と、20年代における第一次資本主義経済恐慌によるものであることはいうまでもない。

表 1

| 国 県 別 | 年度別 | | 明治 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 |
|-------------|-----|---|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 男 | 女 | % | % | % | % | % | % | % | % | % |
| 全 国 | 男 | | 58.20 | 58.72 | 59.95 | 64.64 | 67.16 | 66.95 | 65.79 | 61.98 | 63.01 |
| | 女 | | 22.58 | 21.90 | 24.66 | 30.98 | 33.66 | 33.21 | 32.06 | 29.03 | 28.26 |
| 長 野 県 | 男 | | 82.20 | 81.25 | 72.19 | 74.48 | 76.93 | 87.46 | 85.23 | 79.03 | 76.83 |
| | 女 | | 38.57 | 34.81 | 25.02 | 34.88 | 39.79 | 53.58 | 49.61 | 34.73 | 37.62 |

| 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 31年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| % | % | % | % | % | % | % | % | % | % | % |
| 63.00 | 64.27 | 65.14 | 66.73 | 71.68 | 74.76 | 77.13 | 70.98 | 81.13 | 80.68 | 82.41 |
| 30.21 | 30.45 | 31.13 | 32.23 | 36.46 | 40.59 | 44.07 | 43.07 | 47.53 | 50.86 | 54.30 |
| 77.57 | 75.89 | 79.22 | 80.62 | 82.44 | 81.85 | 85.22 | 86.59 | 88.14 | 89.77 | 89.49 |
| 37.15 | 35.47 | 37.82 | 39.24 | 39.56 | 44.82 | 47.68 | 47.75 | 51.75 | 54.99 | 57.55 |

| 32年 | 33年 | 34年 | 35年 | 36年 | 37年 | 38年 | 39年 | 40年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| % | % | % | % | % | % | % | % | % |
| 85.06 | 90.35 | 93.78 | 95.80 | 96.59 | 97.16 | 97.73 | 98.16 | 98.53 |
| 59.31 | 71.73 | 81.83 | 87.00 | 89.55 | 91.46 | 93.38 | 94.84 | 96.14 |
| 91.34 | 95.66 | 97.77 | 98.33 | 98.23 | 98.28 | 98.28 | 98.37 | 97.84 |
| 62.53 | 79.41 | 91.47 | 93.69 | 93.78 | 93.80 | 93.80 | 94.34 | 94.49 |

注（全国統計は、明治以降教育制度発達史の学年諸統計より男女別就学率を算出、長野県統計は長野県教育50年史要（大正10年）による。なお、これは実質的就学率ではない。）

さて、表2にみられるごとく、この期における就学率の低下は、長野県の場合も例外ではなかった。特に地方農村として、その経済組織は米を中軸とし、階層分化が著しく進んでいる時期（10年代）とし

ては当然のことといえよう。ここに至って政府は地方教育費の節約の必要とともに、国民教育体制の整備確立という苦境のうちに、明治18年8月大政官布告をもって「教育令」（明治13年12月布告）の改正を行うに至った。従って、この「教育令」の特色は、なんといっても「小学教場」の登場（同令第8条）で、「土地ノ情況ニ依リ午前若クハ午後ノ半日又ハ夜間ニ授業スルコトヲ得ヘシ其授業時間ハ二時ヨリ少カラサルモノトス」（同令第12条2項）とし、また小学若くは小学教場に入れず、又巡回授業に依らずして別に普通教育を施さんとする者は、従来郡区長の認可を必要としたのを戸長（従来の学務委員の職務をなすに至った）の認可を以て足るものとした（同令第14条）ことなどである、特に文部省は「小学教場」なるものの性質について、同年11月に各府県に対し次のごとき達（第12号）を發した。

小学教場ハ小学校ヨリ簡易ナル教則ヲ以テ普通科ヲ教授スル所ニシテ左ノ情況アル場合ニ之ヲ設置スヘキ儀ト心得ヘシ此旨相達候事

- 一 半日又ハ夜間ニ非サレハ就学スルコト能ハサル児童多数ナリト認ムル場合
- 一 授業科ヲ納ムルコト能ハサル児童多数ナリト認ムル場合
- 一 小学校ヲ設置スルニ資力不足ナリト認ムル場合²⁶⁾

この「小学教場」は、初代文部大臣森の手による各学校令の整備にともない19年4月の「小学校令」（勅令第14号）において「小学簡易科」として、その形態内容を、やや整えて登場する。すなわち同令第15条において「土地の情況ニ依リテハ小学簡易科ヲ設ケテ尋常小学科ニ代用スルコトヲ得但其経費ハ区町村費ヲ以テ之ヲ支弁スヘシ」とし、さらに第16条では「小学簡易科教員ノ俸給ハ地方税ヲ以テ之ヲ補助スルコトヲ得²⁷⁾」と規程し、同日文部省は各府県に対して訓令を以て「小学簡易科要領」を定めた。すなわち

小学簡易科ハ左ノ要領ニ依リ土地ノ情況ヲ考ヘ其教則ヲ定ムヘシ

- 一 修業年限 三箇年以内タルヘシ
- 一 学科 読書作文習字算術
- 一 学級 児童60人以下ノ場合ニ於テハ学級ヲ分ツコトヲ得ス其他ハ尋常小学校ニ準ス
- 一 授業時間 毎日二時ヨリ少カラス三時ヨリ多カラス
但算術ノ授業時間ハ授業時間総数ノ半以上タルヘシ²⁸⁾

この「小学簡易科要領」は、さらに明治22年改正追加され、修業年限では「但六箇月以上十二箇月以内ノ期限ヲ以テ補習科ヲ設クルコトヲ得³⁰⁾」とし、学科においては「但授業時間四時以上ナルトキハ修身体操ヲ加フルコトヲ得³¹⁾」とし、授業時間においては、但書（算術）を削除して「授業時間毎日二時ヨリ少カラス五時ヨリ多カラス³²⁾」と、各項につき多少の充実をはかった。然し この「小学簡易科」は明治23年の「小学校令」（勅令第215号）で認められなくなり、それに代って尋常小学校の修業年限が3か年又は4か年とされ、就学義務は少くも3か年（旧令では4か年）とされた。したがって「小学簡易科」は実質的には明治23年の「小学校令」（勅令第344号）に基づく同令施行規則における「半日小学校」まで続いたものと解することができる。このことは「小学簡易科」が認められなくなった明治23年以降の学事統計、すなわち明治25年の長野県における学事統計によって明らかである。しかしながら10年代における就学とみなされた「巡回授業」「在家庭教育」は、学事報告様式に記載されるようになっていても、全くその数は記入されず、同様に小学教場の数及びその就学数も全く明らかにされていない。従

って、ここでは20年代における本県下の「小学簡易科」の実態と、就学状況についてみてみよう。

表 3 (1)

| 修不修別 | | | 年度別 | | 明治 | 21 " | 22 " | 23 " | 24 " |
|------------------|-----|------|-----|--------|--------|---------|---------|---------|------|
| | | | 20 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | |
| 学 令 人 員 | 修 | 就学 | 男 | 69,765 | 68,287 | 68,099 | 70,554 | 70,066 | |
| | | | 女 | 30,737 | 31,316 | 30,057 | 31,931 | 32,731 | |
| | 学 | 卒退業者 | 男 | 4,524 | 6,314 | 8,396 | 10,359 | 12,156 | |
| | | | 女 | 1,336 | 13,313 | 1,837 | 2,710 | 3,394 | |
| | 不修学 | 未就学 | 男 | 16,232 | 16,741 | 16,876 | 14,593 | 12,780 | |
| | | | 女 | 42,315 | 44,458 | 47,599 | 46,550 | 45,919 | |
| | | 卒退業者 | 男 | 6,160 | 6,441 | 7,410 | 6,625 | 6,984 | |
| | | | 女 | 10,855 | 10,749 | 10,422 | 10,380 | 10,010 | |
| 合計 | | | 男 | 96,686 | 98,774 | 100,781 | 102,131 | 111,986 | |
| | | | 女 | 85,243 | 87,836 | 89,915 | 91,571 | 92,054 | |

表 3 (2)

| | | | | | | | | |
|------------------|--------|-----|---|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------|
| 小 学 校 | 学 校 | 簡易科 | | 255 | 246 | 233 | 204 | 183 |
| | | 尋常科 | | 496 | 483 | 476 | 482 | 484 |
| | | 高等科 | | 51 | 17 | 17 | (4) 17 (1) | 17 |
| 学 校 徒 数 | 生 | 簡易科 | 男 | 7,614 | 7,363 | 6,499 | 5,193 | 4,690 |
| | | | 女 | 3,858 | 2,523 | 2,514 | 2,416 | 1,949 |
| | 徒 | 尋常科 | 男 | 55,207 (191) | ? (276) | 50,668 (511) | 54,303 (447) | 52,634 (331) |
| | | | 女 | 22,673 (43) | 17,153 (111) | 17,552 (202) | 21,371 (182) | 22,464 (115) |
| | | 高等科 | 男 | 4,391 | 4,102 (183) | 5,331 (223) | 7,479 (255) | 8,757 (218) |
| | | | 女 | 586 | 571 (8) | 730 (10) | 1,000 (9) | 1,154 (4) |
| 日々出席生徒平均数 | | | | 60,945 | 639,09 | 68,477 | 74,624 | 78,591 |

注 21年尋常科男生徒数は資料破損のため不明()内数字は私立小学校、及生徒数を示す

表 3 (3) 明治25年

| 学校種別 国県別 | 高等小 | 尋常小 | 簡易小 | 計 | 就学率 | |
|-------------|---------|-----------|--------|-----------|-----|--------|
| | | | | | 男 | 女 |
| 全国学校数 | 1,514 | 12,776 | 11,809 | 26,099 | 男 | 64.28% |
| | | | | | 女 | 30.45 |
| 全国生徒数 | 202,552 | 2,043,082 | 78,576 | 2,324,190 | 計 | 48.18 |
| 長野県学校数 | 18 | 481 | 233 | 732 | 男 | 75.90 |
| | | | | | 女 | 35.47 |

| | | | | | | | |
|----------|----|-------|--------|-------|--------|---|-------|
| 長野県生徒数 | | 6,294 | 68,930 | 9,013 | 84,237 | 計 | 56.84 |
| 全順 国位 | 学校 | 32 | 6 | 25 | | 9 | |
| | 生徒 | 8 | 9 | 30 | | | |

注 (表3(1)(2)(3)は、すべて長野県庁文書広報課資料室の資料による。)

さて、われわれは表3の(1)によって、すでに表2によって明らかにされた10年代後半から20年代初頭にかけての就学率低下の実情を、より具体的に知ることができよう。なかんずく、子女の就学率低下の実態を、まざまざと知ることができる。なお、表3の(2)は、小学校の種類とその生徒数の変遷を示したものであるが、ここにおいても、高等科・尋常科はいうまでもなく、簡易科においてさえ、男子に比して子女生徒数の少ないことを注目すべきであろう。そして、表3の(3)、25年における、小学校種類別数とその児童数の全国との比較であるが、本県の「簡易小学科」は、全国順位では少い方であるが、(尋常小学科は児童数とともに多い方であり、従って就学率も全国順位で9番を示している)、県内に限ってみると、尋常小学科の約半数が簡易小学であり、全小学校生徒の約1割が簡易小学の児童であることを示している。

以上、明治10年代後半から20年代初頭にかけて、政府のとした「就学督責」対策としての、幾度かの教育令及び諸規程の改定にかかわらず、その実があがらなかったことは、表2・表3が示すごとく、全国的傾向であるとともに、本県もその例外ではなかった(特に子女の就学率の低調さにおいても)。明治19年の「小学校令」(勅令第14号)の「父母後見人等ハ其学令児童ヲシテ普通教育ヲ得シムルノ義務アルモノトス」(同令第3条、旧令では「責任タルベシ」とあったもの)³³⁾と、「疾病家計困窮其他止ムヲ得サル事故ニヨリ児童ヲ就学セシムルコト能ハスト認定スルモノニハ……其期限ヲ定メテ就学猶予ヲ許スコトヲ得」(同令第5条)³⁴⁾に基づき、本県も同年11月県令甲第30号で「学令児童就学規則」を発している。本規則は第1条より第7条にわたって、就学及就学猶予の手続き等につき詳細に定められているが、特に第3条において「就学猶予相当ト認ムヘキモノ凡ソ左ノ如シ」とし、「1 癱疾ノ者、2 身体ノ發育其度ニ適セサル者、3 疾病ニ罹リ速ニ治療ノ目的ナキ者、4 児童其力ニヨリ生活スル者、5 一家貧寒ノ者」³⁶⁾と規定され、第4条では「就学猶予ノ許可ヲ得タルモノト雖モ、其期限内ニ於テ就学セシムルコトヲ得ヘキ場合ニ至リタルトキハ、父母又ハ後見人等ヨリ其就学セシムヘキ小学校ヲ記載シテ戸長ニ届出ヘシ」³⁷⁾とし、第5条では「就学猶予ノ許可ヲ得タルモノニシテ、満期ノ後直チニ就学セシムルモノハ……戸長ニ届出ヘク、又直チニ就学セシムルコト能ハサル者第二条ノ手續(本人ノ氏名、族籍、誕生ノ年月日及就学セシムルコト能ハサル事由並ニ其ノ期限ヲ記載シ、猶予ノ願書ヲ……戸長役場ヲ經テ差出スヘシ)ニ依リ、更ニ猶予ヲ願出ヘシ」³⁸⁾と、第6条では「児童就学ノ後、永ク尋常小学科ヲ卒業ラステケ年以上就学セシムルコト能ハサル場合アルトキハ、父母若クハ後見人等ハ第二条ノ手續キニヨリ猶予ヲ願出ヘシ」³⁹⁾と、第7条では「未タ尋常小学科ヲ卒業サル学令児童ノ、他ノ学区ニ転住スルトキハ、父母若ハ後見人等ヨリ其就学セシムルモノハ第一条ニ、就学セシムルコト能ハサルモノハ第二条ニ準シ、十五日以内ハ届書又ハ願書ヲ差出スヘシ」⁴⁰⁾と規定されたのであるが、前記「小学校令」(勅令第14号)第6条

における「父母後見人等ハ小学校ノ経費ニ充ツル為メ其児童ノ授業料ヲ支弁スヘキモノトス……」は、たとえ「寄附金及其他ノ収入金」(同令第7条)と「区町村費ヨリ其不足ヲ補フコトヲ得」(同令第8条)という方途があったとしても、前年度よりの地方教育費の節減は、地方公共団体にとっては致命的であり、況して地方農村民にとって授業料まで支弁して子弟子女(特に子女)を就学せしめることは苦痛そのものであったことは表4によっても、容易に推察されるところである。

表 4

| 男女別 | | | 年度別 | | | |
|------------------|-------------|--------|-----------|---------|---------|--------|
| | | | 明治 25年 | 26年 | 27年 | |
| 学 令 人 員 | 学 令 | 就 学 | 年現男 | 66,036 | 65,627 | 66,972 |
| | | | 末員女 | 31,581 | 33,271 | 35,435 |
| | | 学 | 本卒退男 | 4,835 | 5,532 | 5,659 |
| | | | 年業者女 | 1,819 | 2,102 | 2,554 |
| | | 学 | 本半退男 | 1,907 | 2,069 | 1,486 |
| | | | 年途者女 | 1,919 | 2,049 | 1,488 |
| | 学 | 既退男 | 13,338 | 13,706 | 15,507 | |
| | | 卒学者女 | 4,181 | 4,784 | 6,089 | |
| | 不 就 学 | 不 就 | 貧窮男 | 7,576 | 6,231 | 5,363 |
| | | | 疾男 | 1,132 | 882 | 788 |
| | | 学 | 疾女 | 3,670 | 2,876 | 2,375 |
| | | | 其ノ他男 | 4,932 | 5,349 | 5,291 |
| 学 | | 其ノ他女 | 13,943 | 14,530 | 14,017 | |
| | | 未業学男 | 4,712 | 4,390 | 4,100 | |
| 合 計 | 計 | 卒退者女 | 9,215 | 9,225 | 9,394 | |
| | | 男 | 104,508 | 103,789 | 105,166 | |
| | | | 女 | 94,803 | 94,158 | 95,366 |
| 日々出席生徒平均数 | | | | 79,662 | 88,992 | 87,570 |

注 長野県庁 文書広報課 資料室
資料 長野県学事報告による。

表4は、明治25年26年27年の学事報告であって、前記同19年11月県令甲第30号より数年後のものであり、その間(20年~24年)の学事報告は第3表の(1)の様式によるものであり、不就学の理由別の数字は示されず、25年に至ってようやく、その実態が明らかにされるに至った。この表4が示すごとく、特に本県の場合、20年代に入って23年24年と続いた凶作と、第一次資本主義経済恐慌の余波による米価騰貴と米価の変動は致命的打撃となり、貧窮とその他の理由による不就学が、25年において特に女子に多いことは、小論の本県における子守教育所の実態とあいあわせて、特に留意すべきことである。なお、この期における本県の養蚕業は、農業経営において米作と両軸構造をなし、あるいは養蚕優位の農業経営

に転換しつつある時期でもあったが故に、この恐慌のあおりが、本県のある郡において、22年に全農家戸数の66%が春蚕飼育をしていたものを、23年には40%に、24年には33%に激減させている⁴¹⁾ 事実からしても、いかに深刻なものであったかが察せられる。

もちろん、この第一次資本主義経済恐慌が産業資本確立にともなって大量造出された賃銀労働者の生活にも大きな影響を与えたことはいうまでもない。当時19年「通俗教育」なる公用語をもって出発した、わが国の社会教育が「下流人民」あるいは「細民」に「上から配与する」通俗近易の教育を意味し、それは表面的には「慈惠的」な意味をもたせながら、裏面においては、労働力の保持育成という社会政策的な意味とともに、下流細民の風俗改良によってその階級意識の自覚を未然に防止しようとする思想統制的な、いわゆる、わが国伝統的な「官庁的社会教化的」上からの行政としての社会教育を意味するものであったことは、学校教育行政面としての「就学督責」という教育対策と絡み合わせて考えるならば、絶対主義体制下における、わが国「公教育」の質的構造が浮きぼりされるであろう。この意味においても、明治23年の「小学校令」のもつ意味はまことに重要なものといえよう。

明治23年の「小学校令」のもつ意味を、最も象徴的に明確化するものが、同年発布の「教育勅語」であることは多言をしない。然し本論の視点からすれば、ここに始めて登場する実業補習学校と徒弟学校と小学校補習科とが極めて重要な意味をもつものであることは冒頭に述べた通りであり、ここでは、この問題について簡潔な結論（紙数の都合で、後の機会に詳述する）のみを述べ、小論の中心課題の解明に進みたい。そもそも実補も徒弟もその詳細な規程が定められるのは本令より3.4年後であり、それが「実業教育振興策」の一端をになうものであることはいうまでもないが、これら諸学校が小学校補習科とともに厳密なる入学資格を規定せず「学令子弟の就学を督責するに止らず、学令外に於て簡便に就学し得る法を設け⁴²⁾」というごとく、実補・徒弟と小学校補習科（実補・徒弟の規程が定まるまでは、補習料が、その実質的時代用をなしたものと考えてよいであろう。）は、資本主義確立過程において必然的に要求される低廉なる労働力の再生産と、「就学督責」という一石二鳥を狙う教育対策であったということができよう。

さて、この「就学督責」という教育対策が10年代以上に強く打ち出されるのは、この23年の「小学校令」からである。すなわち、同令第3章に「就学」の章を設け、その第20条の第2項で「学令児童ヲ保護スヘキ者ハ其学令児童ヲシテ尋常小学校ノ教科ヲ卒ラサル間ハ就学セシムルノ義務アルモノトス、前項ノ義務ハ児童ノ学令ニ達シタル年ノ学年ノ始メヨリ生スルモノトス」と旧令（19年）よりも強く規程し、また就学猶予免除についても、その手続き等につき厳しい規制をしている。（同令第20条～第24条）ところで、第20条第4項の「学令児童ヲ保護スヘキ者ト認ムヘキ要件ハ文部大臣之ヲ規定ス」が具体化されるに至るのは、翌24年11月「学令児童ヲ保護スヘキ者ト認ムヘキ要件」（文部省令第6号）においてである。⁴³⁾

「学令児童ヲ保護スヘキ者ト認ムヘキ要件」は、4条からなり、その「説明」によれば、学令児童を保護すべき者の義務を二種に区別し、甲種の義務は、「学令児童ヲ尋常小学校ニ就学セシムルコト」（小学校令第20条）とし、民法人事編第149号による親権をもって児童養育の義務を父母に帰するは「自然ノ理ナリ」とし、乙種の義務は「学令児童ノ為ニ授業料ヲ納ムルコト」（小学校令第44条）とし、民法人事編第244条により、戸主は一家の長たるものにして、その家族の養成教育の費用を負担すべきは当然の

こととしたのである。然し本省令において、特にわれわれの留意すべき点は、「親権としての教育権」を人類父母に負わしむること「自然ノ理ナリ」としたことであり、しかも、それは国家＝天皇のための教育を翼賛するという限りにおいて許されたもので、このことは戦前の公教育体制を、最もきわだたせる「教育行政機関の句括的支配権」⁴⁶⁾を全面的に認めさせる至つたということであり、いうなれば「国家の教育の私事化」を基盤づけるものとなったことである。つぎに留意すべき点は、その第3条で「第一条第二条ニ於テ定ムルモノノ外府県知事ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ便宜傭主師匠等ニ就キテ学令児童ヲ保護スヘキ者ト認ムヘキ要件ヲ定ムルコトヲ得」と規程していることである。そして、これについての省令第16号の「説明」⁴⁶⁾は「学令児童未タ尋常小学校ノ教科ヲ卒ラサル中ニ工商業家ノ雇人若クハ徒弟トナリタル場合ニ当リテ其雇主又ハ師匠等シテ児童保護ノ義務ヲ負ハシムルコトヲ得ル規程ナリ地方長官ニシテ土地ノ情况ヲ案シテ此ノ如キ保護者ノ要件ヲ定ムルコトアラハ就学督責上幾分ノ便利ヲ得ンヤ」と、明らかに「就学督責」という教育対策の便宜的方法を講じ、そしてその第4条は「……其義務ヲ行フニ不便ナル場合ニ於テハ代人ヲ立ツヘシ」と規程したのである。

さて、このような中央からの「就学督責」対策の省令に依りて、各府県は其の土地の情況により、いかにその保護者の要件を定め、その対策を講じたであらうか。長野県の場合においては、翌25年2月、県令第11号より第14号までをもってその対策を講じた。⁴⁷⁾すなわち県令第11号は「学令児童ヲ保護スヘキ者ノ代人ニ関スル規則」として第1条「学令児童ヲ保護スヘキ者、其ノ児童ヲ一時他ノ町村ニ居住セシメ該町村ノ尋常小学校ニ就学セシメントスル時ハ、該町村住民中ニ就テ代人ヲ立テ該町村長ニ届出ツベシ 学令児童ヲ保護スヘキ者ノ一時他ノ市町村ニ住居シ又行商等ノ為メ其義務ヲ行フニ不便ナルトキハ町村住民ニ就キ代人ヲ立テ町村長ニ届ツヘシ、町村長ニ於テ代人ヲ不十分ト認ムル時ハ之ヲ換ヘシムヘシ」とし、第2条においては、「学令児童ヲ保護スヘキ者貧窮其他ノ事情ニヨリ其児童ヲ尋常小学校ニ就学セシムル困難ナル場合ニ於テ之ニ代リテ該児童ヲ保護セントスル者アル時ハ町村長ノ許可ヲ得テ之ヲ代人トナスヘシ」とし、そして第3条において「第一条第二条ノ代人ハ該児童保護者ト同一ノ義務アルモノトス」と強く規程した。そして、就学猶予免除の条件は

- 猶予 一 疾病ニ罹リ学年始メヨリ二ヶ月以内ニ治癒ノ目的ナキ者
- 二 身体ノ發育不全ナル者
- 三 已ムヲ得サル事故ノ為メ学年ノ始メヨリ二ヶ月以内ニ就学セシムル難キ者
- 免除 一 貧窮ニシテ児童ヲ就学セシムルニ一家ノ生活ニ差支ヘアル者
- 二 児童ノ通学上不便ナル者
- 三 瘠疾不具ノ者

となっている。そして第6条は、その就学猶予が満期（1ケ年以内）になり「引キ続キ就学セシムルコト能ハサル者ハ第二条ノ手續キニヨリ更ニ猶予願ヲ出スヘシ」とした（小学校令第21条に相当）。また第9条第10条においては「小学校令」第24条に相当する「家庭又ハ其ノ他ニ於テ」教育を受ける場合についての規程であるが、第13条から第16条において就学督責の方法につき「五日以上無断欠席ノ者ハ……督促二回ニ及ブモ其効ナキトキニハ町村長ニ報告ヲナシ……」その町村長の督促が効なき時は、さらに郡長の「督促説諭」まですることを規程している。最後の県令第14号は「小学校令」第44条に基づく授業料規則に従って、その第6条では「物品若クハ勞力ヲ以テ授業料代納」（予メ時価ニヨリ計算）を認

め、第7条では「町村長ニ於テ就学児童保護スヘキ者貧窮ナルカ為授業料ノ全額若クハ一部ヲ免除シタルモノアルトキハ……郡長ヲ經由シテ県知事ニ報告スヘシ」と規程したのである。然しながら、このような本県における「就学督責」対策も、さきに述べたごとく、23、24年と続いた凶作・米価騰貴・糸価変動という第一次資本主義経済恐慌の深刻な影響によって、その就学率を実質的に高めることは、なかなか困難であった。特に子女の就学率の低調さは全国的な問題としてのみならず、本県においても頭痛の種であったことは表2・表3・表4によっても明らかかなところであるが、ようやく就学率の向上をみせ始めた明治27年の「管内学事ノ状況」⁴⁸⁾は、この間の事情をよく物語っている。すなわち「従来本県ノ状況タル男児ノ修学ハ其学令児童百人中ニ付常ニ八十人以上ニ達スレドモ女兒ノ修学ハ実ニ僅少ナリシガ本年ハ学令女兒百人ニ付四十八人弱ノ修学者アルニ至レリ蓋シ一般父兄ノ女兒教育ノ必要ヲ覚知セン者ノ増加シタルト就学督責ノ追年周到ニ趨クノ致ス所ナルベシ」⁴⁹⁾と。然し、これら本県の諸統計も、実質的に確実なものであるかどうかは甚だ疑問とするところで、たとえば、表2による（長野県教育50年史要による）25年の男子就学率82.44%、女子就業率39.56%であるに対して、同25年の県資料室による資料学事統計表によれば男子75.90%、女子35.47%となっているがごとく、われわれは、ここにあらためて、各府県の実質的就学率（年度学令児童男・女別数をもって、日々出席男女別生徒平均数を除するとき）を問題にしなければならないであろう。

さて、かくのごとき就学率の低調さを、さらに高める意味において、文部省は、さきの「学令児童ヲ保護スヘキ者ト認ムヘキ要件」（省令第16号）と同時に、24年11月「小学校教則大綱」（省令第14号）において、特に地方人民の「實際ノ業務ト密接ナ関係ヲ有スルモノ」⁵⁰⁾を授け「實際ノ業務ニ従事スル者ノ便ヲ図リ夜間休業日及其他通常ノ教授時間外ニオイテ」⁵¹⁾教授する「補習科」を尋常小学・高等小学の双方に設置することを、地方において比較的に自由に認め、また同年同日「学級編成等ニ関スル規則」（省令第12号）を定め、その第9条において「尋常小学校ニ於テハ左ノ場合ニハ全校ノ児童ヲ二部ニ区分シ其一部ノ教授アル後他ノ一部ヲ教授スルコトヲ得」⁵²⁾とし、「毎日ノ教授時間ヲ各部三時トナシ、若クハ年長ノ部ヲ四時、年少ノ部ヲ二時トナスヘシ」⁵³⁾とし、いわゆる二部教授制をもって就学率の向上をはかった。なお、この規則が後に詳述する本県における「尋常小学校特別学級規程」（明治32年7月県令第46号）、すなわち「子守学級」（それまでは「子守教育所」「子守学校」とよばれていた）の最初の法的根拠となるのである。なおさらに文部省は、女子の就学を高めるため、26年7月には各府県に対し訓令第8号をもって、「女子就学並裁縫教員ニ関スル件」を達し、「普通教育ノ必要ハ男女ニ於テ差別アルコトナク且女子ノ教育ハ将来家庭教育ニ至大ノ関係ヲ有スルモノナリ現在学令児童百人中修学者ハ五十人強ニシテ其中女子ハ僅ニ十五人強ニ過キス今不就学女子ノ父兄ヲ勧誘シテ就業セシムルコトヲ怠ラサルヘキト同時ニ女子ノ為ニ其教科ヲ益々実用ニ近切ナラシメサルヘカラス裁縫ハ女子ノ生活ニ於テ最も必要ナルモノナリ故ニ地方ノ情況ニ依リ成ルヘク小学校ノ教科目ニ裁縫ヲ加フルヲ要ス……」⁵⁴⁾とし、翌27年には、さきの24年省令第12号（学級編成ニ関スル規則）の第9条の旨趣の徹底、すなわち「全校又ハ某級ノ児童ヲ二部ニ区分シテ教授スルノ方法ニ依ラシムルノ注意ヲ怠ラサルヘシ」⁵⁵⁾「二、貧窮又ハ其ノ他ノ事情ノ為ニ小学校令ノ規定ニ依リ就学、免除ヲ得タル児童ニシテ夜間日曜日又ハ便宜ノ日時ニ於テ近易ナル方法ニ依リ相当ノ教育ヲ受ケタル者ニハ其ノ望ニヨリ尋常小学校ニ於テ試験ノ上其ノ課程ニ照シ相当ノ証明書又ハ卒業証書ヲ与ヘシムル方法ヲ設クルハ道府県ノ便宜タルヘシ」⁵⁶⁾（以上文部省訓令第1

号)との二項の訓令を發した。そして、これら幾多の「就学督責」対策は明治33年「小学校令」(勅令第344号)の「施行規則」(省令第14号)第17条、第34条、第39条における「半日小学校」として総括されたものとみることができよう。したがって、この「半日小学校」の規程を準用し、本県においては、さきの「尋常小学校特別学級規程」すなわち「子守学級」の改正を県令第25号をもって、明治34年4月に行うに至るのである。

さて、かくのごとく中央・地方を問はず、特に女子の「就学督責」対策がとられてきたのであるが、本県における女子の就学督責対策が、官側において特に強くうち出されるに至ったのは、いちおう明治30年初頭とみることができよう。このことは、明治32年9月押川則吉知事が「女子教育の普及を期することに努むべし」⁵⁷⁾の訓令(第159号)を發して以来、各郡視学会、郡市町会等で、躍起となって「就学督責」の訓示を行ない、これに呼応して各郡長が、これまた懸命に「就業督責」の対策を講じている事実からしても明らかなことである。いまここでこれらの事実について詳細に資料にもとづき述べることは、すでに小論の紙数の制限をこえているため不可能であるが、ただここで特記すべきこととして「郡長ニ於テ督促スルモ就学又ハ出席セシメサルトキハ明治三三年法律第八拾四号行政執行法第五条第一項第二号ノ規定ニ依リ或円以下ノ過料ニ処スルコトヲ得ルモノト存実得共右ニ関シ県知事ニ於テ何ラ規定ヲ設ケサルモ直チニ郡長ニ於テ執行シテ差支ヘ無之候哉……」⁵⁸⁾と、明治32年12月、小県郡長小島義知が押川知事宛に伺いを立て、また翌34年1月18日再び小島は前記伺いについて「至急御指示相成候様御取計ヲ得度……」⁵⁹⁾と、内務部長横田太郎宛伺書をだしている。これに対し県当局はあわてて、文部省普通学務局長宛照会を同年1月22日發したところ、ようやく同年2月28日文部省普通学務局長沢柳政太郎名をもって「……学令兒童保護者ヲ行政執行法ニヨリ強制処分ニ関スル件……右ハ郡長ニ於テ必要ト認メタルトキハ御見込ノ通ニ……」⁶⁰⁾と回答があり、そこで県当局は早速内務部長名をもって「学令兒童就学強制ニ付行政執行法適用ノ件」⁶¹⁾を各郡長宛發したのである。これについての知事説明は(その一部)「教育に関し執行法を適用するの不穩当の甚しきものと雖も、行政行為は行政官庁が法令の下において活動せしむる権力の行使なると認め行政執行は人民に対して行政行為を強制するものなることを肯じ、しかし前題小学校令第三十二条及施行規則第九十四条を想せば独り教育行政のみに執行法の外に超然たらしむるの必要と其理由とを發見するに苦むるなきを得んや、固より行政執行法の主要なる部分は治安及風俗衛生の目的に存するが如しと雖も、しかも強制方法を執行するものは必ず警察官庁たるべきの理なし警察も畢竟行政の一形式たること」⁶²⁾というのである。ここにわれわれは先にもふれた「ごとき」⁶³⁾「教育行政機関の包括的支配権」とともに、国民の教育をもって「権力的懲治的」なものとする明治期公教育体制の質的構造とその思想的基盤を、「就学督責」という官側における教育対策に一特に30年代の一みいだすことができるであろう。

さて、以上私は、本県における貧民子弟の「就学督責」対策を、中央との関連において、可能な限り資料に基づき考察してきたのであるが、特に30年代に入って中央・地方を問はず「権力的懲治的」公教育体制とそれに基づく「就学督責」という教育政策の進行する過程のなかにあって、すでに明治25年屋代(現在の更埴市)明治26年上田(現在のの上田市)、明治27年長野(現在の後町小学校)、明治28年上伊那郡中箕輪村木下、明治31年小諸、明治32年松本と随所に、その小学校に付置された「子守教育所」「子守学級」の法的経過とその根拠については、その概略をみてきたのであるが、次章においては、こ

の点につき官民両側から、さらに明らかにし、本県における勤労青少年教育史の一端として特色づける「子守教育所」「子守学級」の実態と、その意義を明らかにしたい。(未完)

<註>

- 1) 明治以降教育制度発達史 第3巻 「実業補習学校規程」第2条
- 2), 3), 前掲書 第3巻 同前規程 第10条, 第9条
- 4) 前掲書 第3巻 同前規程発布にともなう文部省令第12号より
- 5) 実補の学習主体は、地方青年団員であり、30年代から報徳主義による、内務・文部両省の教化運動のなかにくみ入れられていった。
- 6) 岩波講座 現代教育学 第3巻, 23頁
- 7), 8), 9) 前掲書, 教育制度発達史 第2巻 (以下明治以降を省略す)
- 10) 前掲書 教育制度発達史, 第1巻
- 11) 明治18年8月「教育令改正」第3条, 及び同年11月文部省達第12号「小学教場」について参照, 後述
- 12) 明治19年4月「小学校令」第15条及び同年5月文部省令第1号「小学簡易科要領」について参照, 後述
- 13) 前掲書 10)に同じ
- 14), 15), 16), 17), 18) 關智小学校資料による
- 19), 20), 長野県庁, 文書広報課, 資料室, 資料による
- 21) 上田史(竹下史料)による。
- 22), 23), 24) 文部省第4年報, 同第5年報の長野県年報
- 25), 26) 前掲書, 教育制度発達史, 第2巻
- 27)~34) 前掲書, 第3巻
- 35)~40) 長野県庁 文書広報課 資料室 資料による
- 41) 北佐久郡志 第3巻 社会編より。
- 42) 実業教育50年史(昭和9年10月発行, 文部省実業学務局編纂)のうち, 明治22年浜尾新の「実業補習教育の必要」と題する論文の一節
- 43) 明治24年には, 23年の「小学校令」にもとづき, いくつかの省令により諸規程が設けられている。すなわち「小学校祝日大祭日儀式規程」「小学校教則大綱」を始めとし, 小学校補習科・専修科・徒弟学校・実業補習学校の教科目及修業年限等に関するものが, それであるが, なかでも「小学校教則大綱」のもつ意味は, その思想的背景においても重要であるが, 特に補習科についての規程が条文化されたことは, 本論の主旨においてみのがすことはできない。
- 44) 前掲書, 教育制度発達史 第3巻
- 45) 岩波講座 現代教育学 第17巻 持田栄一氏の論文
- 46) 前掲書 教育制度発達史 第3巻
- 47) 長野県庁, 文書広報課, 資料室, 資料, 長野県令集綴り
- 48) 49) 前資料室 資料 長野県学事年報明治14年~明治27年

- 50), 51) 前掲書 教育制度発達史 第3巻, 「小学校教則大綱」発令にともなう文部省の「説明」
- 52)~56) 前掲書 教育制度発達史, 第3巻
- 57), 前資料室 資料 県訓令第159号
- 58), 59) 前資料室 資料, 甲1059号
- 60) 前資料室 資料, 文部省文書課発 甲408号
- 61) 前資料室 資料, 甲3収第1654号
- 62) 同前 資料 説明(知事)と記載され, その最後に「余は普通学務局長に照会するの必要すら
余り多くは認めざれ共念の為照会せんと欲する迄なり」とあるところから, 知事の自筆と思われる
が, その苦慮した点がよくうかがわれる。
- 63) 前掲書 現代教育学講座 第17巻, 持田氏の論文中に用いられた言葉